



Earth Negotiations Bulletin  
Tianjian Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/CCWG12/>



財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 483

2010年10月8日(金)

## AWG-LCA 12およびAWG-KP 14ハイライト

2010年10月7日木曜日

木曜日、AWG-LCAでは種々の草案作成グループが会議を開催し、共有ビジョン、適応、緩和、資金、技術、キャパシティビルディングに関し議論した。AWG-KPではコンタクトグループ会合および非公式協議が開催され、潜在的影響結果、法律問題、附属書I排出削減量、LULUCFについて議論した。

### AWG-LCA草案作成グループ

**共有ビジョン**：共有ビジョン文書の技術、資金、キャパシティビルディング、国際貿易のセクションに関し文案を提出した締約国との協議が継続され、締約国は一部の提案に関し明確な説明を行った。締約国は、文書全体の第1回読み合わせを終了できたが、一部の締約国の追加文案は保留された。協議が続けられる。

**資金、技術、キャパシティビルディング**：キャパシティビルディングに関し、共同進行役のGooteは、意見集約分野に焦点を当てた、この分野には各国の条約約束実施を可能にするキャパシティビルディングの重要な役割、および次のニーズが含まれた：現在の枠組み強化；カンクンの成果にキャパシティビルディングを反映させる；全てのキャパシティビルディング問題に対応することでギャップの発生を防ぐ；キャパシティビルディングと他の主題の範囲との相互の連携を反映させる；キャパシティビルディングに関する決定が全面的、効果的に実施されるようにする。その後、締約国は、事務局が作成し、AWG-LCA交渉文書中のキャパシティビルディングへの言及に焦点を当て、ギャップの特定を目的としたペーパーに対し、インプットを提供するよう求められた。一部の締約国は、このペーパーに関する懸念を表明し、これらの言及は合意されていない文書から取ったものであり、このためこのグループの作業の基礎にはなりえないと述べた。また、これら締約国は、次の分野に焦点を当てるよう求めた：キャパシティビルディングの技術パネル；その委託条件と任務；キャパシティビルディングの範囲。他の締約国は、このペーパーを有用なツールであるとして歓迎した。技術に関し、締約国は、提案されている気候技術センターとネットワーク（CTCN）に関し、意見交換をし、展望を話し合った。このメカニズムを条約の内部または外部のものとして設立すべきかどうかに関し、異なる意見が表明された。一部の締約国は、技術執行委員会(TEC)およびCTCNは連結しないが並行する組織とすべきとの意見を繰り返し、TECとCTCNの任務の一貫性の必要性を強調した。締約国は、TECの構成および任務に関する改定文書草案も検討し、文章の修正や提案を行った。議論は続けられる。



**適応**；進行役のKumarsinghは、議論の進め方を検討するよう締約国に求めた。一部の締約国は、それぞれの所属するグループ内で協議を行い、制度アレンジに関するものなどの文案を作成したと報告した。他の締約国は、所属グループ内での調整にまだ時間がかかると述べた。金曜日、改定文書について議論する。

**緩和 (BAPサブパラグラフ1(b)(i)) (先進国の緩和)**：共同進行役のMuyungiは、協議の後、全ての問題を一つの草案作成グループで議論することになると説明し、先進国の緩和目標もしくは約束の内容に関する最初のクラスターに焦点を当てるよう締約国に求めた。締約国数カ国は、カンクン成果文書に反映されるべき要素に注目した、これには次のものが含まれる：京都議定書の継続；努力の比較可能性；法的拘束力のある合意に向け努力する意思。多数の締約国が、法律様式に予見を与えることなく言及されるのを条件に、先進国のプレッジ（約束）をカンクン決定書の中に「記録する」との考えを支持した。一部のものは、そのような決定書では現在のプレッジが不十分であるとの事実にも言及すべきだと述べた。何を記載すべきかに関し、一部の締約国は、京都議定書の締約国でない附属書I諸国に限定すべきだと述べた。他のものは、全ての附属書I諸国を含めるべきだと述べたが、さらに別な国は、カンクン成果文書には附属書I国と非附属書I国の全ての国のプレッジを記載することを希望した。

**緩和 (BAPサブパラグラフ1(b)(ii)) (途上国の緩和)**：共同進行役のRoslandは、レジストリ/緩和メカニズムに焦点を当てるよう締約国に求め、特に文書草案 (FCCC/AWGLCA/2010/14) のパラグラフ29<sup>ter</sup>、30<sup>bis</sup>、44に記載するNAMAsの設計、準備、実施に対する支援の問題に焦点を当てるよう求めた。また同共同進行役は、これらのパラグラフを統合する方法について提案するよう求めた。一部の締約国は、これらパラグラフの一部の問題は資金供与構造に関係しており、これは資金グループで議論すべきだと強調して懸念を表明した。その後、締約国は、レジストリの構造および機能の可能性、緩和メカニズムに関して議論した。レジストリの機能では意見の不一致が残った、特に、支援を受けた活動、自主的な活動に限らず途上国の全てのNAMAsの記録に用いるべきかどうかで意見が一致しなかった。一部の国は、全てのNAMAsは法的拘束力のある制度の付録書に記録し、レジストリでは支援を受けたNAMAsのみの記録に限定し、支援行動とのマッチングをすることを希望し、自主的に行われるNAMAsを認識するシステムは後日決定できると述べた。一部の締約国は、レジストリの役割は助言や評価であると強調した。支援の特性に関し、締約国数カ国は、支援には技術、資金、キャパシティビルディングでの支援を含めるべきだと強調した。一部の締約国は、少人数のワーキンググループでこれらの特定問題を議論するよう提案したが、これについて合意はなかった。協議が続けられる。

**緩和 (BAPサブパラグラフ 1(b)(iv)) (セクター別アプローチおよびセクター別行動)**：バンカー燃料に関し、締約国は次の文案について検討した：海上輸送および航空輸送からの排出量を削減する必要性；国



際民間航空機関(ICAO)および国際海事機関 (IMO)の役割； ICAOおよびIMOに対しそれぞれの作業に関しCOPに報告するよう招請する；海上輸送および航空輸送の排出削減で徴収された収入の利用。

進行役Wattは、続いて農業について議論するよう締約国に求めた。一部の締約国は、農業に関するカンクン成果文書を取りまとめるには次のことを行う必要があると強調した：条約4.1(c)条（技術移転）の実施強化；条約の関連条項および原則の尊重；オープンで協力的な国際経済システムの促進。

締約国は、農業部門に関する文章を検討した、数カ国は6月に作成された文章に戻ることを希望した。進行役のWattは、変更を提案した締約国と協議するとし、この協議の結果に基づき、文章を提案すると述べた。

### AWG-KP コンタクトグループ

**潜在的影響結果：** 締約国は、潜在的影響結果を議論するフォーラムを創設するか、既存のチャンネルを利用するかについて議論を続けた。EU、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、スイス、ロシアは、国別報告書およびSBIなど既存のチャンネルの利用を希望すると繰り返したが、アルゼンチン、サウジアラビア、スーダン、中国は、情報交換および協議推進のための新しいフォーラム設置を支持した。アルゼンチンは、一つのフォーラムに利用可能な全ての情報を集中させる必要があると強調した。サウジアラビアは、提案されたフォーラムはSBIに合わせて年2回会議を開催し、可能な限り費用対効果の高い形で運用されるべきだと述べた。

**法律問題：** 午前中、共同議長のLoiblは、議論の進め方に関する協議について報告し、議長文書（FCCC/KP/AWG/2010/CRP.2）のどの分野を議論できるかに関し、意見の一致が出てくる可能性がある指摘した。同共同議長は、オプションBの要素を保留するよう提案し、特に改定文書の発効に関するセクションY、特権と免責に関するセクションSの保留を提案し、どちらのセクションを先に取り上げるかについて意見を求めた。ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、スーダン、ボリビア、エジプトと共に、AWG-KPの権限内の問題、特に議定書3.9条（附属書I締約国の更なる約束）の改定、そしてその結果生じる結果的改定に関する問題に焦点を当てて議論すべきだと述べた。同代表は、オプションBはこのグループの権限内ではないと強調し、これはCOP/MOPで議論できると述べた。ミクロネシア連邦は、3.9条の改定とこれに関係する改定に焦点を当てるべきだと述べ、余剰AAUsの繰越、排出削減目標のレビュープロセスの可能性、収入の一部の利用などプロジェクトベースメカニズムの改善など、オプションBに記載するオプションにも焦点を当てるべきだと述べた。

オーストラリアは、ニュージーランド、スイスと共に、文書中のオプションは全て第2約束期間に属するものだと強調し、経済全体の排出削減義務を負う準備に当たっては、これらの約束がどれだけの責任を伴うも



のか明確にしておく必要があると強調した。オーストラリアは、オプションAは数値グループで議論されていると強調し、全てのオプションをブロックするならAWG-KPの進展をブロックするも同然だと述べた。ニュージーランドは、何が結果的改定なのか、そうでないかを定義づける狭い範囲のマンデートの議論でも不一致があると嘆いた。

EUは、ノルウェーと共に、発効に関する議論に参加する意思があると指摘し、「マンデートに関する狭小な意見」があることに懸念を表明した。EUは、これらの問題をCOP/MOPに任せたとこで、議論に十分な時間が確保されることはないと述べた。

ブラジルは、京都議定書の全ての要素に関する議論を再開しようという動きは、「京都議定書を殺そうとする」ものだと述べた。オーストラリアは、これらの提案には法律面での確証が必要だとして、オプションBに関する議論が行われないなら、数値グループで議論を続ける意味がないと指摘した。

ガーナは、今後の進め方を提案し、まずオプションAを議論し、続いて事務局が特定したとおり附属書Bの改定から直接出てくるオプションBの議論を行い、その後、オプションBで提起されたその他の問題に関し最終結論を出すとし、ベニン、バングラデシュもこれを支持した。スイスは、オプションBの全ての問題を議論する適切な時間を確保する必要があると指摘した。ブラジルは、任務以外の議論はグループの会議時間の「無駄」だと述べた。ミクロネシア連邦は、その他の問題グループが行っている手順を用いるよう提案し、これは、特定問題の議論への参加を希望しないものは参加を控え、自分たちの提案の議論を希望するものは参加するとの手順である。午後、共同議長のOrtegaは、ガーナの提案に関し追加の協議が行われると述べた。スイスは、AWG-KP議長のAsheがこのグループの会議に参加し、マンデートの問題を話し合うことを提案した。ブラジルは、21条（発効）の改定に関する議論に反対した。中国は、どの提案が結果的改定案で、どの提案がそうでないかを決めるのは事務局ではなく締約国だと強調した。ブラジルは、オプションBの提案は、結果的改定案ではなく、このため、このグループの任務には含まれないと述べた。EUは、オプションAには結果的改定案が含まれ、オプションBは結果的改定案ではないという考えを拒否した。

事務局は、結果的改定案を明らかにせよとの要請は、事務局を「極めて難しい立場」に追いやるものだと述べた。同代表は、これまでに発行された文書(FCCC/KP/AWG/2009/3)では、一貫性を確保するために改定する必要がある条文を特定しているが、当該文書の中では、結果として改定されると考えられる4.2条または4.3条（約束の合同での遵守）について言及していないと指摘した。

中国は、議論を続けるには法律問題グループのマンデートを明確にする必要があると発言し、ブラジルとボリビアもこれを支持した。ニュージーランドは、数値グループがAAUsの繰越問題の議論にかなりの時間を費やしていることへの焦燥感を表明し、第2約束期間を設置するにはこの議論が必要だとこのグループではみ



なしているが、法律問題グループでは、AAUsの問題はオプションBであるとして、関係する文案の議論を拒否していると述べた。同代表は、オプションAの議論をし、その後、オプションBの「厄介な法律問題」の議論に移るよう求めた。ミクロネシア連邦は、「欧州連合」を用いるかそれとも「欧州共同体」にするかなど、附属書B改定案の未解決な要素はオプションBの提案で解決されると指摘した。スイスは、この問題にAWG-KP議長が参加することを求めた。

AWG-KP議長のAsheは、COP/MOP 5がAWG-KPに対しCOP/MOP報告書に基づく議論を求めたと指摘し、これには今日、締約国の前に提示された提案も含まれると述べた。同議長は、締約国に対し、自身の提出文書ではない提出文書についても議論するよう求め、締約国に対し、お互いの提案に「耳を傾けるだけの敬意」を表し、提案の背後にある合理的な理由を考えるよう求めた。

ブラジルは、AWG-KPのマンデートが最初に議論されなければならない問題だと述べた。中国とインドは、法律問題に関する実質的な議論という議長提案はAWG-KPのマンデートから外れていると強調した。

ミクロネシア連邦はAOSISの立場で発言し、全てのオプションを議論するという議長提案を歓迎し、EUとニュージーランドもこれを支持した。同代表は、オプションBにある約束期間の長さに関するAOSISの提案を取上げ、この問題は附属書Bで取り上げられた問題ではないので、結果的改定文書を必要とすると強調した。

AWG-KP議長のAsheは、AOSISの提案に関する短い説明は附属書B改定案との関連性を実証するものであったと強調した。同議長は、この問題に関しさらなる非公式協議を重ね、次回のこのグループの会合で報告すると述べた。中国は、天津での法律問題に関するコンタクトグループの更なる会議については意見が一致していないと述べた。

**附属書I締約国の更なる約束：** 午後、AWG-KPのメンバーグループは、京都議定書3.1条（排出削減の数量約束）に関するオプションについて、議論を開始し、事務局は附属書I締約国全体の排出削減量のパラメータに関するペーパーを提出した、このパラメータにはパーセンテージ、基準年、約束期間の初年度と最終年度、最終年、その他の要素が含まれる。クロアチアは、「COPの採択に基づく」ものも入れるべきだと述べた。オーストラリアは、「1990年水準から少なくともX%削減」というオプションを希望した。同代表は、締約国が基準年を規定できる限り、1990年を基準年と考えると述べた。EUは、2020年までに1990年比で30%、2050年までに80-90%削減という全体の目標を強調した。

基準年に関し、共同議長のLefevereは、協議結果を報告し、第2約束期間で国際的かつ法的な約束を確立するには単一の共通する年度を基準年にする事で意見の一致ができつつあると指摘した。また同共同議長は、締約国数カ国が自国の国内目標の基準年を示す年度を反映させることを希望したと強調した。クロアチアは、締約国は異なる基準年を持つべきだが、比較可能性のため、1990年を参照年度と設定することも可能だと述



べた。ミクロネシア連邦は、1990年を基準年として保持するよう求めた。カナダは、自国の法的約束はコペンハーゲン合意と一致させる必要があるとし、この合意では2005年を基準年として用いていると述べた。

共同議長のLefevereは、文書の中で附属書B改定オプションの表示をスリム化し、比較可能性を改善するオプションを提示し、オプションの3つの表のヘッダーとフッターを一つの頁に移し、2頁目に表に記載された各国のリストを載せる案を提示した。

### **AWG-KP非公式グループ**

**その他の問題 (LULUCF)** : 締約国数カ国は、森林管理の計算における不可抗力による除外事項の報告およびレビューの手順案に関するプレゼンテーションを行い、仮想事例も示した。これら締約国は、不可抗力による排出量は計算から外されるが、これでも報告は行われると強調した。一部の締約国は、一つの国が参照レベル構築の中で不可抗力事象を用いる場合には除外規定の利用を認めるべきではないと強調した。他の国は、不可抗力条項を1回限りの事象に用いるか、それとも累積的な攪乱に用いるかを問い、大半の攪乱を除外可能にするほどの閾値レベルの低下に警告した。一部の締約国は、管理された土地での自然の攪乱と人為的な攪乱との差異化は課題であると指摘し、特に、火災や害虫の発生など大規模な攪乱が本質的に起きやすい土地の場合にそうであると指摘した。締約国は、不可抗力によるCO2以外の排出量の計算方法については、異なる見解を披露した。

午後、不可抗力に関する議論が続けられ、一部の国は、定義付けを再度議論する必要があると指摘した。また締約国は、参照レベルに関する情報の提出とレビューのガイドラインの議論をどう進めるかについても短時間検討した。

### **廊下にて**

国連事務総長の気候変動資金に関するハイレベル諮問グループ (AGF) による昼食時ブリーフィングから五月雨的に出てきた参加者の多くは、新しい内容がなかったと焦燥感を表明した。「このグループの最終会合が来週開かれることは承知しており、パネルのメンバーは誰も今日この場に来られなかったが、少なくともこれまでにどういう議論が行われたかはわかるだろうと期待していた」とある参加者はコメントした。あるオブザーバーは、「このグループのマנדートに入っていないものが何か、あまりにも焦点を当てすぎた」と嘆き、「いったいこのグループで何が議論されているのかわからなくなった」と述べた。

カンクンパッケージの可能性に関してある締約国が文書を回覧する意思があるとの話は、ある程度の興奮を呼び、多様な参加者が、その文書の中身を憶測しているのが聞かれた。「これで、少なくとも、ビルディングブロック全体に関わるギブアンドテイクの可能性を探る機会が得られるだろう」とある締約国は指摘し



Earth Negotiations Bulletin  
Tianjin Climate Change Talks  
<http://www.iisd.ca/climate/CCWG12/>

財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500  
Fax: +81-3-3663-2301

た。一部のものは、妥協案が出され、カンクン会議に向けたモーメンタムが出てくることに、慎重ながら楽観的な見通しを示した。ある熱心な参加者は、「3年近い交渉の後、カンクン会議の終わっても何も持ち帰れないのであれば、自国の首都に戻れない」と述べた。

AWG-LCAでは、締約国数カ国の多くの進行役が「大変熱心に」作業をしており、高い精神を保って、議論の流れを作っており、このため一定の成功が収められるようだと指摘した。少数のグループが、新しい、それでも括弧書きが多い決定書草案を作成し、他の者も、一両日以内に文書を作成するつもりであると指摘した。「どうやらこの会議からは何らかの成果を持ち帰れるようだ、これはカンクン会議にとっても間違いなく良い前兆である」とほっとした参加者の一人は熱意をこめていった。しかし、他の者は、自分たちのグループでは実際のところ、後戻りしているとコメントし、天津到着時に持参した文書よりさらに分厚いものを持って立ち去ることを想定していた。別の参加者は、カンクンへ向かうプロセスの新しいマントラ（呪文）についてコメントし、「何かの合意ができない限り、何も合意しない」と述べた。AWG-KPの法律問題に関するコンタクトグループの第2回会議から出てきた参加者は、悲観的な見方をさらに強め、あるオブザーバーは、「AWG-KPのマנדートの議論に立ち戻った」として嘆いた。しかし、重要な実質的問題の一部を議論することなしに、カンクンで合意に達する道はないというのがボトムラインである。

GISPRI 仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <[enb@iisd.org](mailto:enb@iisd.org)> is written and edited by Tomilola "Tomi" Akanle, Asheline Appleton, Anna Schulz, Matthew Sommerville, Ph.D., and Kunbao Xia. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <[pam@iisd.org](mailto:pam@iisd.org)>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <[kimo@iisd.org](mailto:kimo@iisd.org)>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the United Kingdom (through the Department for International Development - DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the Bulletin during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the Bulletin into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <[kimo@iisd.org](mailto:kimo@iisd.org)>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at the Tianjin Climate Change Talks - October 2010 can be contacted by e-mail at <[asheline@iisd.org](mailto:asheline@iisd.org)>.